

○東海大学研究生に関する規程

(制定 昭和25年4月1日)

改訂	昭和41年4月1日	昭和42年4月1日
	昭和46年4月1日	昭和52年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	1994年4月1日	1997年4月1日
	2002年4月1日	2004年4月1日
	2019年4月1日	

第1条 この規程は、東海大学学則第50条、東海大学大学院学則第50条に定める研究生に関することを定める。

第2条 研究生は指導教員の指導のもとに、特定事項の研究に従事し、研究の精神を養い、研究成果を促進させることを目的とする。

第3条 研究生の志願資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者に限る。

第4条 本学に研究生として願い出る者は、要項に定める出願期間内に、別表に定める出願書類に出願料を添えて提出しなければならない。

第5条 研究生の研究期間は春学期又は秋学期のそれぞれ1期間又は、同年度内の2期間とする。ただし、願い出により期間単位の延長を認めることがある。

第6条 研究生の受入れは、当該学科等の長の承認を経て、学長がこれを許可する。

第7条 研究生として許可された者は、1週間以内に登録料及び研究指導料、教育運営費を納入しなければならない。

2 いったん納入した出願料及び登録料、研究指導料、教育運営費は、理由の如何にかかわらず返却しない。

第8条 研究生は、各研究期間末に研究報告書を指導教員に提出しなければならない。

第9条 研究生は指導教員に研究報告書として適當と認められた場合は、本人の希望により当該研究についての証明を受けることができる。

第10条 研究生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を取り消す。

- (1) 研究生としての研究の実があがらないと認められたとき。
- (2) 研究生としての本分に反する行為があると認められたとき。
- (3) 本規程に定める義務を怠ったとき。

第11条 この規程に定められていない事項については、大学の諸規程を準用する。

付 則

この規程は、昭和25年4月1日から施行する。

付 則 (2019年4月1日)

この規程は、2019年4月1日から施行する。